

「(仮称)墨田区子ども計画」(案)の基本的考え方について

令和5年4月子ども基本法が施行され、国は令和5年12月子ども大綱を策定、都においても「子ども未来アクション」の策定など、こどもまんなか社会の実現に向け動き出した。こうした中、本区においては、令和5年10月に「すみだ子ども・子育て応援プログラム」を作成し、新たに「こどもまんなかすみだ」を掲げたところである。

令和6年度は、「こどもまんなかすみだ」の基盤整備の年として位置づけ、「(仮称)墨田区子ども計画」の策定、「(仮称)墨田区子ども条例」の制定等を進める。

計画策定の目的

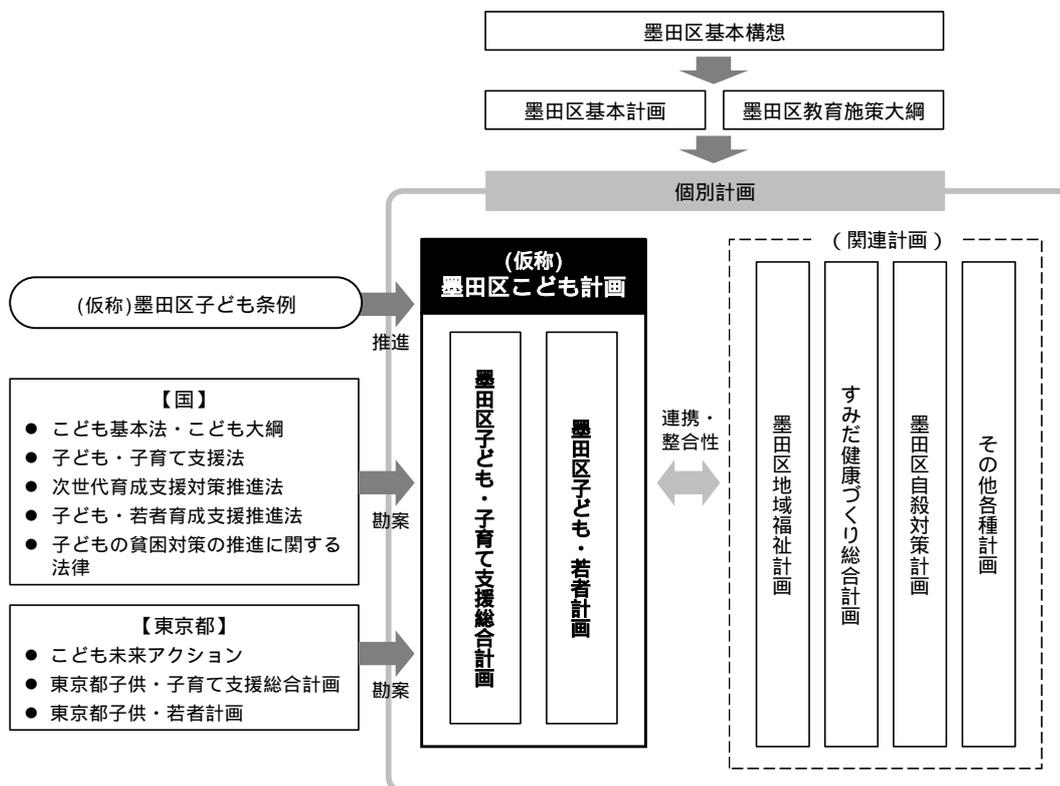
本計画は、「(仮称)墨田区子ども条例」を推進するとともに、妊娠・出産期から青年期までの切れ目ない支援を行うことにより、子どもの最善の利益を優先するまち“こどもまんなかすみだ”の実現を図ることを目的とする。

計画の概要

ア 計画の位置づけ

本計画は、子ども基本法に基づき、国の子ども大綱及び都の子ども未来アクション等を勘案し、区市町村子ども計画として策定するものであり、現行の「墨田区子ども・子育て支援総合計画」及び「墨田区子ども・若者計画」を一体化して策定する計画である。

なお、「墨田区子ども・子育て支援総合計画」は、子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法に加え、新たに子どもの貧困対策の推進に関する法律を包含する計画とする。



イ 計画期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度の5年間とする。

ウ 計画の理念「こどもまんなかすみだ」

「こどもまんなかすみだ」とは、子どもや子育て世帯の意見・視点を意識し、子どもの最善の利益を優先するまちを実現していく取組である。

エ 計画策定のポイント

誰一人取り残さない子ども・子育て支援の推進
配慮が必要な子どもや保護者への支援の強化
子育て支援のサービスや利便性の向上
子どもが安心して過ごせる環境づくり

オ 計画の構成

本計画の構成は、計画の策定趣旨や共通理念など計画全体に関わる章を始め、「墨田区子ども・子育て支援総合計画」と「墨田区子ども・若者計画」の各章、加えて、具体的な計画事業を、対象となるライフステージごとに示す章の全4章で構成する。

カ 用語の定義

本計画においては、「子ども」を以下のとおり定義する。

「子ども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。これは、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないう、こどもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示したものであり、こどもが、若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指している。（「こども大綱」より引用）

2 今後のスケジュール（予定）

令和6年9月	区議会9月議会にて計画の考え方を報告
令和6年11月	第3回墨田区子ども・子育て会議にて審議
令和6年11月	区議会11月議会にて計画の素案を報告
令和6年12月～	パブリックコメント、子ども向けパブリックコメント実施
令和7年2月	第4回墨田区子ども・子育て会議にて審議（最終確認）
令和7年2月	区議会2月議会にて計画（最終案）を報告